

国連の車両等の型式認定相互承認協定（１９５８年協定）の概要

1. 協定の目的

1958年に締結された国連欧州経済委員会（ECE）の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の統一及び相互承認の実施を図ることを目的としている。

2. 加入状況

平成20年（2008年）1月現在、47か国、1地域が加入。

日本は、平成10年（1998年）11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（EU）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア

（下線はEU加盟国、 はアジア諸国）

3. 基準の制定・改訂

- (1) 協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、ECEの自動車基準調和世界フォーラム（WP29）での検討を経て、運営委員会（AC.1）で制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。
- (2) 平成20年（2008年）1月現在、各装置ごとに126の協定規則（基準）が制定されている。

4. 協定に基づく相互承認の流れ

- (1) 協定締約国は、受け入れる協定規則を選択する。
- (2) 協定締約国は、受け入れた協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（E₄₉：日本の場合）と認定番号を与える。
- (3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を受け入れた他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本の採択状況及び採択方針

日本は現在、乗用車の制動装置、警音器等の37の規則（別途1規則は基準のみ整合）を採用している。今後も、日本の安全・環境基準のレベルを低下させることなく、国内外からの要望や、基準調和による経済的効果等を考慮し、段階的な採用を進めていくこととしている。